

# Press Release

2024年12月18日

中部電力株式会社

## 浜岡原子力発電所 1、2号機 廃止措置第3段階への移行について

2024年3月14日におこなった浜岡原子力発電所1号機および2号機の廃止措置計画（注1）（以下、「廃止措置計画」という。）の変更認可申請（2024年7月26日、11月12日、12月3日に一部補正）および2024年6月6日におこなった原子炉施設保安規定（注2）の変更認可申請（2024年12月3日に一部補正）について、12月18日に、原子力規制委員会より認可を受けました。

この認可を受け、施行に向けた社内手続きをおこない、浜岡原子力発電所1、2号機は、12月25日より廃止措置第3段階に移行します。

今後、認可を受けた廃止措置計画および原子炉施設保安規定に基づき、詳細な作業計画を立て、現場作業の準備が整い次第、万全の体制で解体工事を進めてまいります。

### 【変更認可申請の概要】

#### 1 廃止措置計画

##### (1) 第3段階における解体工事の具体化

- ・炉内構造物、原子炉圧力容器、原子炉格納容器等の解体工法を具体化
- ・解体作業に伴う被ばくの評価結果を反映

##### (2) 廃止措置工程の変更

- ・第3段階の工程を6年から12年に変更

##### (3) その他

- ・海水の取水経路の変更
- ・記載の適正化

[\(2024年3月14日お知らせ済み\)](#)

[\(2024年7月30日、11月19日、12月10日一部補正お知らせ済み\)](#)

## 2 原子炉施設保安規定

- (1) 解体撤去物等の保管区域の追加設定および保管管理措置の追加
- (2) 放射性気体廃棄物の放出管理目標値の変更
- (3) 記載の適正化

([2024年6月6日](#)お知らせ済み)

([2024年12月10日](#)一部補正お知らせ済み)

当社は、1、2号機の廃止措置について、引き続き安全確保を最優先に、透明性を確保しつつ、着実に進めてまいります。

注1 浜岡原子力発電所1号機および2号機の廃止措置計画は、1、2号機の原子炉施設の解体を安全かつ確実にこなうための全体計画や、廃止措置において実施する作業の内容および安全確保対策等を定めたものです。なお、1、2号機の廃止措置は、廃止措置期間全体を第1段階「解体工事準備期間」から第4段階「建屋等解体撤去期間」までの4段階に区分し、実施します。

注2 原子炉施設保安規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置をおこなう上で守るべき事項（保安に関する組織、保安措置等）を定めたものです。

以上